

令和 5 年

寒川町教育委員会会議録

6 月 定 例 会

日 時：令和5年6月22日（木）
午後1時30分 ～ 午後3時09分

場 所：別館3階議会第1・2会議室

出席者

<教育委員会>

教育長		大 川 勝 徳
教育委員 1 番	布 谷 あけみ	
2 番	小 川 雅 子	
3 番	大 森 博 明	
4 番	山 本 博 司	

<事務局職員>

教育次長	内 田 武 秀
教育政策課長	高 橋 陽 一
学校教育課長	黄 木 悟
教育施設給食課長	水 越 豊
教育政策課専任主幹	押 味 亨
(兼) 学校教育課専任主幹	
町民センター館長	別 府 拓 自
総合図書館長	岩 渕 麻 子
書記	千 野 あずさ
	齋 藤 俊

寒川町教育委員会定例会（6月）議事日程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名

小川委員 大森委員

3. 教育長報告

4. 社会教育施設報告

①公民館報告（資料1）

②総合図書館報告（資料2）

5. 委員報告

6. 協 議

7. その他

①寒川町立小・中学校適正化等基本計画（案）説明会の実施結果（速報）について（資料3）

8. 議 事

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

議案第12号 寒川学校給食センター条例施行規則の制定について

議案第13号 寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

議案第14号 県費負担教職員管理職の任免の内申について

9. 閉 会

1. 開 会

(教育長)

皆さん、こんにちは。ただいまの出席者、4名です。山本委員は少し遅れてこちらに到着されるという連絡を今いただきましたので、先に始めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これより寒川町教育委員会6月定例会を開会いたします。本日の会議日程は、お手元に配付したとおりであります。

2. 会議録署名委員の指名

(教育長)

本日の会議録署名委員は、小川委員と大森委員にお願いいたします。

<「はい」の声>

(教育長)

よろしくお願いいたします。

3. 教育長報告

(教育長)

次に、私から教育長報告をいたします。

私からは、学校訪問のこと、中学校の修学旅行のこと、小学校の水泳授業のこと、最後に5観点について報告いたします。

まず1つ目、学校訪問ですが、6月28日の水曜日の旭が丘中学校を皮切りに、教育委員会による学校訪問を実施していきます。

昨年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、一部内容を精選していましたが、今年度からは、授業参観や分科会の指導、助言はもちろんですが、全体会も実施し、先生方と顔の見える関係づくりをさらに進めてまいりたいと思っております。今後、各校を訪問しながら、学校の様子や特色をしっかりと見ていきたいと思っております。

次に、中学校の修学旅行についてです。

5月24日から旭が丘中学校が、6月5日から寒川中学校が、そして6月8日から寒川東中学校が、2泊3日の日程で関西方面へ修学旅行に行くことができました。若干の欠席生徒はいたものの、大きな事故やけがもなく、3校とも無事に予定の行程を実施できたこと、大変うれしく思っております。

新型コロナウイルス感染対策の緩和措置の影響から、現地では、修学旅行生に加えて外国人の方々が多く見られ、大変な混雑状況だったようです。様々な

感染防止対策を講じながら実施しましたが、事後に、一部の学校の中学3年生に新型コロナウイルス感染症の新規感染者が若干出てきましたが、これは学級閉鎖などを必要とするような拡大には至りませんでした。

続いて、小学校の水泳授業についてです。初夏を迎え、水泳授業の季節となりました。教育委員会としては、教育の機会均等の観点から、既に自校のプールが使用できなくなった一之宮小学校と小谷小学校については、町営プールを活用し、民間のインストラクターや監視員の協力を得ながら実施を計画したところです。

6月19日の月曜日に初日を迎え、まずは一之宮小学校の三、四年生が、コロナ禍を経て初めて学校でのプールを体験しました。学校と町営プールとの間のバスでの送迎も、水泳指導も円滑に進めることができ、子供たちの笑顔が多く見られました。

一方、前回の定例会でも報告したとおり、点検の結果、寒川小学校のプールも大規模な修繕が必要となったことが判明しました。補正予算を通して、近隣の民間の屋内プール施設を活用して対応することとなりました。最悪の事態を想定し、万が一に備えて、昨年度から近隣の民間施設と協議しながら準備をしていましたので、すぐに対応することができ、寒川小学校については、6月23日からの毎週金曜日に、一之宮小学校や小谷小学校と同様に、各学年3こまの水泳授業を3回実施していきます。

続きまして、5観点についてです。

学力向上については、6月に入り、既に各校とも年間の校内研究の計画を作成し、校内研究の一環で講師を招いた研究会を実施した学校もあります。最新の教育研究を行っている外部講師の助言を基に、授業改善を進めています。今年度、町の公開研究校である小谷小学校では、指導案検討を行った上で、横浜国立大学教育学部の池田教授を招聘し、研究授業と研究協議を行いました。校内研究において各学年間の連携も取れており、学校全体で子供たちの成長を見守っていこうという体制が取れているようでした。

また、一之宮小学校では、今年度から2年間、県の指定を受けて、特別の教科道徳に関する研究として、議論する道徳を通じて、他者と考えを伝え合い、認め合いながら学ぶ児童の育成を目指します。

一方、各中学校では、定期試験を迎える時期になり、学習会を開催するなど補足的な学習活動にも取り組み、生徒の学習内容の定着に努めております。

続いて、いじめ・道徳教育ですが、いずれの学校も大きないじめ案件は生じていないと報告を受けています。

一部の学校では、落ち着きがない児童からの嫌がらせがあったり、いじめ案件として積極的にこれを認知して継続的に指導している案件、あるいは児童間の暴言や、ささいなことからけんかに発展したりする案件が上がっています。

学校では、休み時間後に廊下などで先生方が児童・生徒を指導している姿も時折見られ、早期発見と丁寧な初期対応に努めています。

次に、外国語教育の推進についてです。FLTたちも、新たに着任した学校

に慣れてきた様子が見られるようになりました。今年度から新たに着任したFLTは、非常にシャイな性格のようですが、中学校の英語科教員と密に連携を図り、授業に取り組んでいるようです。

小学校の英語の授業は、病院の診察票に記入し、医者とのやり取りを行うなど、今求められている場面設定のある授業の実践を行っているとの報告もあります。

6月12日には、各小・中学校の外国語教育担当、FLT、担当指導主事による第2回、町の外国語教育推進リーダー研究会を開催しました。昨年度末に別途、FLTを対象としたICT活用に関する研修を行いました。今回の研究会では、各校からICTを活用した実践事例を持ち寄って、タブレット端末を使って情報共有するとともに情報交換や意見交換を行いました。

次に、ICT教育の推進についてですが、小学校では、教員がタブレット端末と大型モニターを相互に有効に活用して授業を展開している様子が見えます。具体的には、観察や調べ学習、録画機能を用いた英語の「話す」課題の提出など、道具としてのタブレット端末の利活用が進んでいます。

また、低学年での活用も増えてきているようで、高学年では、ロイロノートを活用した授業が定着してきました。

中学校では、今年度、全国学力・学習状況調査における英語の「話すこと」調査でタブレット端末が活用されましたが、今後を見据え、タブレット端末のさらなる活用と操作等への慣れが不可欠であると感じます。

なお、先日の台風接近に伴う暴風雨による雨漏りの影響で、一部の中学校のクラスのタブレット端末の充電保管庫が水に濡れてしまうことがありました。幸いにもタブレット端末に影響はありませんでしたが、保管庫の充電機能の部分が故障し、修繕が必要となりました。今後の大雨、強風等の影響に注意していかねばならないと感じているところであります。

最後に、支援教育についてです。各学校では、年度当初から一定の時間がたち、児童・生徒理解も進んで、子どもたちの様子も把握できるようになり、支援の必要な児童・生徒に応じて、それぞれ個別の支援を行っているところであります。

また、教育相談コーディネーターを中心に丁寧に対応し、定期的に行われる校内のケース会議などで、児童・生徒の情報共有と組織的な対応について協議しています。

一方、外国につながる子供が増えてきている現状も見られています。取り出し等をして日本語などの補足的な学習にも取り組んでいますが、対応について課題となってきた学校も見られました。

他方、支援級から通常級の授業への交流や、通常級から支援級の授業への逆交流も進められてきており、そうした児童・生徒への付添いなどの関係で、教職員の不足が課題と感じています。

このような支援ニーズがある児童・生徒がいる中で、子供たちは共に育ってほしいと願っていますが、インクルーシブ教育を推進していく上で、国・県が

らさらなる教職員の加配措置が望まれているところであります。

報告は以上です。

ただいまの報告について何かご質問等はございますか。小川委員。

(小川委員)

一之宮小学校において、県の指定を受け、これからの2年間、道徳を研究していくということで、大変すばらしいと思いました。

教育長のお話にありましたが、外国で育ったとか、外国の親御さんに育てられたなどにより、少し日本人と表現の仕方が違うことがあると思いますが、日本の社会は、同調圧力というものがあり、何となく、みんなと少し違うと仲間外れにされやすいということが昔からあると思います。そういうところで、違う意見を伝えあい、それを認め合うというメソッドを小さいときに身につけられれば、大人になり、社会人になり、その子たちが活躍する時代に本当に生きてくる力だと思います。ぜひ、一之宮小学校の2年間の道徳の研究の成果等について、中間的にでもよいので、教えていただきたいと思います。

(教育長)

大切なご指摘だと思います。これについて説明はありますか。黄木課長。

(学校教育課長)

小川委員のおっしゃるとおりで、今求められている道徳は、1つの答えを導き出すような授業ではなく、考え、議論し、様々な価値観に触れながら、自分の考えを深めたり、多様な意見を尊重したりと、そういった部分の授業が重要になってきています。

一之宮小学校では、そういったテーマに基づいて進めていくという事ですので、非常に期待しています。具体的には、オープンエンドといい、最後に1つの答えに絞るのではなく、一般道徳上、認められない意見は、違うということをきちんと伝えますが、答えが1つではないテーマなどかなりありますので、そういったものもあえて取り上げながら道徳の授業を進めるという傾向が強くなってきています。

ぜひ、一之宮小学校で今年度進めていただいたのを、教頭会等において、啓発、情報共有していきたいと思っています。以上です。

(教育長)

他にはいかがでしょうか。山本委員。

(山本委員)

遅れてすみませんでした。

タブレット端末が置いてあった教室が雨漏りしたという事ですが、子どもの教室でなかったことが幸いだったと思いました。子供の教材などが濡れたら、

大変なことになりますし、どの学校も、空き教室が不足している状況にあると、漏れてしまった教室を使わずに、他の教室を使うようにすると、それにより他の教育活動に支障が起きないか懸念されますので、水漏れしたところの対応を早くしていくことや、これから台風のシーズンを迎えますので、夏休みを使っての修繕計画を立ててほしいと思います。雨漏りは、大雨が降らないと、どこから起きるか分からないので、その都度その都度対応していかなければなりません、予防もぜひ対応していただきたいと思います。以上です。

(教育長)

今回は、横殴りの雨で、今までとは違った角度から雨だったこともあり、新たな雨漏りが発生したようですが、すぐに対応をしています。詳しい説明をお願いします。水越課長。

(教育施設給食課長)

今回、台風2号による雨漏りは、山本委員のご指摘のとおり、残念ながら随所で起きています。老朽化が主な原因ではありますが、可能な限り対応をしているところです。

ただ、おっしゃるとおり漏れ出した部分と原因が遠く離れている場合、横に水が走るという案件もあるため、なかなか原因がつかめない状況です。原因が分からないとなると、大規模改修により、ピンポイントではなく面で直していくこととなり非常に予算もかかりますので、なるべく原因を突き止めていく必要があります。

特に授業に影響があるところ、子どもに直接影響があるところ、当然、安全に影響があるところ、そういった優先順位をつけて対応しているところでございます。今後も一層対応できるように努めていきます。

(教育長)

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ごさいませんようですので、これで教育長報告を終わりにさせていただきます。

次に、社会教育施設の報告にうつります。まずは公民館からお願いします。別府館長。

(町民センター館長)

公民館からご報告をさせていただきます。

まず初めに、5月に実施した主な事業についてご報告いたします。

町民センターの「楽しくマスター！初心者ウクレレ講座」ですが、40代から80代までの幅広い層からの参加がありました。開催の間隔を空けての3回の講座でしたが、欠席者は一人もおらず、参加者の意欲の高さが表れた結果となりました。毎年開催しておりますが、今回も昨年同様、公民館サ

ークルのメンバーに指導補助をお願いし、講座終了後にさらに継続して学習したいという参加者が13名おりましたので、既存の公民館サークルに新たに初心者のクラスを追加しまして、講座と同じ講師に引き続き指導してもらうことになりました。ウクレレ講座が、今回で3年連続の実施でしたが、毎回多くの参加者が公民館サークルへの入会につながっています。

続いて「サークル入会体験フェスタ」ですが、例年2回実施していますが、5月の開催日、4施設で29名の参加がありました。参加率欄の二重線で囲まれた数字は、入会に至った各館の人数で、今回は11名が入会に至りました。入会内訳は、北部公民館は、バドミントン、ソフトバレー、スポーツ吹き矢に入会がありました。南部は、卓球、七宝焼き、フラダンス、ヨガサークルでした。町民センターと分室は、残念ながら、入会者が1名にとどまっています。今回も前回同様、希望サークルに対しては、活動の様子が分かる動画を順次ホームページに掲載し、新規入会につなげていきたいと思っています。現在、各公民館とも10程度のサークルの動画が閲覧できるようになっています。

北部公民館では、昨年に引き続き、さむかわエコネットの協力により、「親子でホタル観察会」を実施しました。観察会に出かける前に公民館ロビーで事前の説明会を行いました。観察会場では、多くの蛍が飛び交い、歓声が上がっていました。大人も含めて初めて蛍を見た参加者も複数おまして、地元で蛍を見られたことに素直に感動している様子がうかがえました。時期を逃しますと、観察できる蛍の数も減ってしまうため、さむかわエコネットと協議しながら、今後も継続していきたいと思います。

観察会に合わせ、公民館ロビーで寒川ホタル展を6月15日まで開催をいたしました。

南部公民館の「エコクラフトかご作り教室」ですが、昨年度の「傘からエコバッグ作り」に続く2回目で、ものづくりを通じて環境保護への意識を高めてもらう講座を実施いたしました。今回は再生紙の紙バンドで手提げ籠を作りました。定員を超える申込者がありましたが、皆、非常に意欲的な参加者で、全員が3日間で立派な籠を完成させていました。参加者は講座を通じて、リサイクル素材でもすばらしい作品ができる、そういったことを実感してくれたと思います。

続いて、7月の事業予定についてご報告いたします。

7月は夏休みに入り、事業数が多くなっています。主な事業の説明になります。7月は町民センター6事業、北部公民館9事業、南部公民館7事業、計22事業を予定しています。

町民センター、北部公民館、南部公民館の3館で実施をいたします「さむかわイングリッシュキャンプ」は、例年どおり、町外国人指導者が講師を務めまして、小学生と英検3級以上の方を対象にしたクラスを実施します。小学生対象クラスは学年ごとに実施し、1・2年生対象クラスは北部公民館と南部公民館で募集します。3・4年生対象と5・6年生対象は町民センター

で、こちらは2日間の日程で実施をしますが、3・4年生対象クラスは例年申込者が多いため、今年も2回実施で考えています。英検3級以上のクラスは南部公民館で実施します。

町民センターの「体にやさしい体操教室」は、これまで年1回の実施でしたが、今年度は2回の連続講座で実施します。講師は昨年度に続き、宇野ヨシ江さんにお越し、血流改善につながる血管ストレッチ等も新たに取り入れ、様々なメニューにより健康づくりを図っていききたいと思います。

最後になりますが、北部公民館の「子どもフェスティバル」では、新型コロナウイルス感染防止により、昨年も実施を見送ったため、令和元年度以来の実施となります。

これまでは小学生の実行委員を公募し、生涯学習推進員のサポートにより企画立案、運営実施を行ってきましたが、今回は小学生の実行委員の公募はせず、生涯学習推進員のための運営で実施をいたします。また、菓子やカレーなどの飲食に関わる出店は見送りとし、小・中学生を対象にしたニュースポーツやゲーム、旭が丘中学校邦楽部の演奏を鑑賞していただく内容で実施する予定です。公民館からの報告は以上です。

(教育長)

ただいまの報告で何かご質問等ございますか。布谷委員。

(布谷委員)

コロナ禍で見送られた事業が多々あったと思いますが、それを復活させるときに、多数の方が応募され、抽せんする場合も出てくるとと思いますが、そうした時、見送った時の当選者の方たちを優先するなどの対応はとっているのでしょうか。

(教育長)

別府館長。

(町民センター館長)

抽せんに至ったものに関しては、過去の参加経歴は慮らず、無作為抽選することとしています。

(教育長)

布谷委員。

(布谷委員)

希望を言いますと、抽せんで当たって楽しみにしていたのに中止になり、今度こそはと申し込んで、今回は当たらなかったというのは、少し残念、気の毒な気持ちもしますので、少し加味していただける良いのではないかと思います。

いました。

(教育長)

別府館長。

(町民センター館長)

特にお子さん対象の事業では、参加できる機会、時期は限られていますし、何回も落選されるのはかわいそうだと思いますので、枠をまず広げることを考えます。例えば、兄弟申込みのときはなるべく兄弟に参加していただくように等、そういったことにも注意しながら、取り組んでいる状況です。

(教育長)

他にご意見等がありますか。小川委員。

(小川委員)

先ほど館長さんからサークルの動画を作成していると説明がありました。大変なご努力をしていただいています。各サークル練習日にカメラをお持ちになって撮ってくださっています。我が団も撮っていただきましたが、大変丁寧に練習に付き合い、ポイントを押さえて編集をしていただきました。団員の皆さんが一番喜んだのが、画面上にきらきらした感じの光が飛ぶ編集をしてくださったのが、また美しく、皆、大変喜んでおります。

このように、実際の活動の様子を見に行くよりも、気軽に動画を見ることができるので、サークルに対するハードルが下がり、入りやすいのではないかと思います。館の方のご努力に本当に感謝を申し上げます。

(教育長)

皆さんのそういうご努力があるからこそ、11名の入会に繋がっているのだと思います。全国的に、サークル活動する人数は減っている傾向にある中、それが増えているということが、とても、うれしいことだと思います。他にご意見はありますか。布谷委員。

(布谷委員)

公民館の方たちがこんな素晴らしいことをしていると、伝えられるような機会を何か設けると、町全体が盛り上がっていくのではないかと思いますので、ぜひどこかで、皆さんにもお知らせするような機会を考えてはどうでしょうか。

(教育長)

貴重なご意見、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。無いようですので、総合図書館

からの報告に移ります。岩渕館長。

(総合図書館長)

それでは、寒川総合図書館の報告をいたします。

まずは1ページ目の利用状況です。開館日数は、総合図書館、南北分室ともに26日で、来館者数は合わせて1万8,076名、昨年5月と比べますと96.5%でした。

また、貸出点数は、訂正がございまして、12日の金曜日の貸出点数の合計が638となり、これに伴い合計の総数が、2万1,166から正しくは、2万1,804になります。また、この下のマイナス4,469が正しくは3,831になります。お手数をおかけしますが、修正をお願いいたします。

貸出しの冊数は去年5月と比べ85%となります。来館者数は、少しずつ戻ってきていますが、貸出し冊数が戻らない状況です。

登録者数について、1万6,655としていますが、こちらは毎年5月31日に、5年間全く図書館を利用しなかった登録者の登録を削除した後の人数となっております。先月からの登録、5月に新規登録された方は75名でした。数値に関しては以上です。

続いて、5月の事業実績についてご報告いたします。

展示に関しましては、児童①の「入園・入学おめでとう」という展示を4月8日から5月末まで行い、ちょうど時期に沿った展示であったためか、多くの貸出しにつながりました。特に自宅学習のためなのか、平仮名や片仮名の書き方の本、友達との接し方を記載した本がより多く貸し出しされました。児童だけではなく、親子連れがご覧になり、子どもが親にこの本を借りたいというふうに手渡す姿もよく見かけました。

その他の展示にございます「スタート」、こちらは1類の格言集や7類のアスリートの言葉を記した本の他、学習面でのスタートを考慮し、プログラミングや英語を学ぶ本などを展示しましたところ、すぐに貸し出しされた本が多くありました。特に、ふだん書棚に並んでいるときは、あまり貸出しのない格言集などの本が、展示を行ったことにより、貸出し増加につながりました。

続いて、おはなし会についてご報告いたします。「土曜日おはなし会」は、5月から毎週土曜日に行うようになりまして、児童フロアの一画を使用して、誰でも参加できる運用にしましたところ、10名を超える参加の時もありました。このおはなし会を行っている最中でも途中参加、途中退室できることで、以前よりも気軽に「おはなし会」に参加できるようになり、親子連れ、兄弟での参加が増えています。

続いて、次のページのその他、講座をご覧ください。「雨の日を楽しもう～大人も読みたい児童書」、こちらは図書館スタッフが南部公民館に出向き、大人を対象に児童書の紹介と読み聞かせを行いました。また、同じ講座の中で公民館のスタッフが、雨の日になんだ、折り紙を使った卓上に飾れ

る傘、小さな工作を行いました。

予定よりも長い時間をかけてしまいましたが、参加者からの反応はとてもよく、南西部では図書館と公民館の事業がコラボしたことはとても新鮮だった、ぜひまた企画してくださいと、よい本を紹介してもらった、また、読んでくださった本を聞いて、心が豊かになりましたなど、よい意見をいただいております。

その他からは、「さむかわジュニア司書活動」を行い、また、閉架書庫の蔵書点検が5月23日から約1週間、図書館が開館している最中に行っています。

次に、6月の事業の予定に移ります。

展示では、児童の①、「課題図書」を6月30日から行います。課題図書は、図書館にないものに関しましては、新たに購入したり、ご利用が多そうな低学年のものは本を買い足したりするなどを行っています。

それから、CD展示からは「昭和歌謡」をご紹介します。4月から6月10日まで行うものですが、現在、若者の間で1980年代以降の歌が注目されていることから、図書館の利用に結びつけようと企画しております。幅広い世代の方が手に取っている様子が見えます。

次の最後のページの講座にあります「どうぶつお手玉づくり」は、町内の布おもちゃサークル、ピーターパンクラブの方を講師にお呼びし、行いました。

最後、施設見学として「図書館たんけん」を6月8日、6月21日、それぞれ寒川小学校、南小学校の方々を迎え、図書館の利用方法などを学んでいただきます。図書館からは以上です。

(教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告で何かご質問等がありますでしょうか。布谷委員。

(布谷委員)

公民館や図書館からは離れてしまうかもしれませんが、夏休みに向けて課題図書を、各学校へ配布等を教育委員会から配布しているのでしょうか。以前は何冊かが学校に届いた記憶があるのですが、年間で買う予定を立てているのでしょうか。

(教育長)

黄木課長。

(学校教育課長)

年間で購入するものを学校で考え、その予算の中で購入していただいております。

(教育長)

布谷委員。

(布谷委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

他にいかがでしょうか。山本委員。

(山本委員)

図書購入費に関して、課題図書の購入を含めて十分に町として予算化しているのか、その購入状況として適正にそれが使われているかを確認しているのか、さらに、図書購入費は、一時ですが国からの補助が出て、増えたことがありましたが、その後はどうなったかも含めて教えてください。

図書購入費については、子供の読書離れも心配していますので、その状況も教えてください。

(学校教育課長)

以前の予算で上乗せされていた、国補助部についてはなくなっています。減っている部分はあとと思いますが、各校の読書指導員を通じて、また、必要な本、書籍を選書している中で、どうしても足りないという声は、今のところ聞いていません。

中学校と小学校には、子どもの人数に応じた1人当たりの予算の枠を設けています。去年は、小学校より中学校の1人当たり単価を多くしていたのですが、中学校より小学校のほうが書籍のニーズが多いという声がありましたので、今年度は、小・中を同じ単価にしているため、小学校のほうが以前よりも学校で使える額が増えている形になっており、その中で、それぞれ有効に使っていただいていると考えています。

また、今後、学校の図書だけでなく、総合図書館の図書も含めて、効率よく、図書に触れられるような形を研究していくことも大事だと思っている所です。以上です。

(教育長)

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、他にご意見ございませんようですので、これで社会教育施設の報告を終わりにさせていただきます。両館長、ありがとうございました。ここで退席を、お願いいたします。

<両館長退席>

5. 委員報告

(教育長)

次に、委員報告です。

教育委員会を代表して出席等をしていただいた会議等の報告があればお願いいたします。布谷委員。

(布谷委員)

6月7日に、神奈川県教科用図書選定審議会に出席してきました。一日日程で、大変中身の濃いものでした。大変勉強になりました。

(教育長)

何か質問はございますでしょうか。よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。小川委員。

(小川委員)

第1回寒川町民生委員推薦会が、急を要したことから6月9日付で書面会議により行われました。議題としては、委員長の選出についてと、民生委員児童委員候補者の推薦についての2点でした。

(教育長)

他にはいかがでしょうか。大森委員。

(大森委員)

5月23日に、まちづくり推進委員会主催の公募サロンが開かれまして、今後の寒川について、参加された皆さんと議論をさせていただきました。意外と活性化して良かったです。

(教育長)

ありがとうございました。何かご質問、よろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ごさいませんようですので、これで委員報告のほうを終了させていただきます。

7. 協 議

(教育長)

次に、協議になりますが、案件はございません。

8. その他

(教育長)

次に、その他に入ります。本日の案件は1件です。

それでは、寒川町立小・中学校適正化等基本計画(案)説明会の実施結果(速報)について、事務局から説明をお願いいたします。

(教育政策課長)

それでは、寒川町立小・中学校適正化等基本計画(案)説明会の速報、実施結果についてご報告いたします。資料は資料No. 3をご覧ください。

町立小・中学校適正化等に関しましては、本年3月下旬に検討委員会から教育委員会に対して報告書が提出されたことを受けまして、町教育委員会として基本計画(案)を作成したところでございますが、本日は、5月下旬から6月上旬にかけて計6回行いました説明会の実施結果(速報)ということでご報告させていただきます。

今、ご覧いただいております資料の1ページの3番には開催の日時、4番については、場所を書かせていただいておりますけれども、それぞれ記載のとおりで実施をいたしました。

一番下の5番の参加者につきましては、合計で35名ということで、何名かの方はオンラインでの参加ということでございました。

ページをめくっていただきまして2ページをご覧ください。6番の要旨(3)質疑応答の概要では、いただきましたご意見等を、計画(案)の6章立てにあわせて順番に整理をさせていただいております。

まず、第Ⅰ章ということで、「学校適正化等の必要性和基本計画の考え方」でございますが、少し量が多いので、主に質問の内容に触れる形で説明いたします。「保護者や教員等の意見は基本計画(案)に反映されているのか」、「人口減少に対応する必要があるとのことだけれども、町の人口は減少するのか、人口増加策は行わないのか。また、学校適正化の検討というのは他市町村でも行っているのか」といったご質問がございました。

3ページをお開きください。「学校について、他の公共施設との再編についての考え方はどうなっているのか、また、町役場の庁舎も含めて再編しないのか」といったご質問等をいただきました。

次に、第Ⅱ章の「寒川町がめざす教育」についての質問等では、「町がめざす教育の中で、外国語教育の話があるが、外国語とは英語のことを指すのか、他の外国語を教える考えはあるのか」、「グローバル教育と町がめざす子ども像「さむかわっ子」については、どのように結びつくのか」、また、「外国籍の日本語が話せない子ですとか、障がいがある子への配慮をお願いしたい」といったご要望をいただいた他、4ページ、「特別支援学級と他の学級との違いは何か」といったご質問もいただきました。

また、小学校就学前の事例になりますが、「子どもの興味のある事柄を基に

し、その興味をさらに伸ばすような取組を小学校においても行わないのか」といったご質問や、「ソフト面は教育の根幹であるので、教職員の資質向上に努めてほしい」といったご要望をいただいたところでございます。

続いて、第Ⅲ章「より良い教育環境づくりのために」では、「学校再編により学校数が減少すると教員の異動先が限られ、多様な経験をする機会が少なくなるのではないか」といったご指摘の他、5ページ、「学校適正化においてはソフト面（教育面）が重要だと思うが、どのように考えているのか。また、スケジュール感は明確にならないのか」といったご質問をいただきました。その他、小中一貫教育関係では、「小中一貫教育において、学習に遅れがちな子どもたちへの対応はどのように考えているのか」、「小中一貫教育における教育課程は、全ての小・中学校で統一されるのか。また、学区はどのように考えているのか。小・中学校の連携のみならず、幼稚園・保育園・小学校の連携については、どのように考えているのか」といったご意見、ご質問等をいただきました。

6ページに移りまして、「一之宮小学校と寒川中学校を合わせた小中一貫校を設置してはどうか」といったような、ご提案もいただいたところでございますけれども、この点に関しましては、お答えした内容として、ご提案の内容では、将来的に発生する見込みである、小学校における単学級の発生ですとか、中学校における免許外指導の発生といった根本的な課題解決にはつながらないのではないかと考えているという旨をお答えさせていただいたところでございます。

第Ⅲ章の残りの部分ですが、「コミュニティ・スクールについて、学校運営協議会の委員のみならず、他の教職員や保護者への周知も必要ではないか。学校に全て任せるのではなく、教育委員会からも働きかけを行ってほしい」といったご要望や、「学校の新たな『かたち』づくりによって、教員の業務が増えることにはならないか」といったご質問もいただきました。

続いて、7ページの第Ⅳ章「再配置案の検討経過」の関係です。「通学距離の基準としている小学校の片道おおむね2キロ以内、中学校の片道おおむね3キロ以内の根拠と想定される通学時間はどうなっているのか。また、徒歩以外の通学方法も検討しているのか」といったご質問や、「小・中学校が8校から6校になっても、子どもの教育へ影響はないのか。また、小・中学校の学級数に上限はあるのか」といったご質問等をいただきました。

次に、第Ⅴ章「2つの再配置候補案の選定」では、「北部及び中部地域の学校は再編しないということか」といったご質問や、8ページに移りますが、「建築年が比較的新しい南小学校と寒川東中学校をなぜ再編するのか」といったご質問の他、「小・中学校が8校から6校となることで、D案については東西間のバランスを欠くことになり、災害時の避難所等の役割もある学校が南部地域の西側からなくなることは承知しかねるが、避難所は確保できるのか」といったご質問。また、「学校再編による未配置校の敷地の売却により、跡地は宅地となるのか」といったようなご質問をいただいたところでございます。

また、「B案とD案の2案が1案に絞り込まれる時期はいつ頃か」というご質問をいただいたところでございますけれども、この点については、「町公共施設再編計画の改定の中で1案に絞り込まれるが、当該計画については、令和6年度に改定作業を予定しており、その中で決定されていくものと教育委員会としては認識しております」といったお答えをさせていただいたところです。

その他、「南部地域の学校再編や新校への通学開始の時期はいつ頃か」といった点ですとか、9ページに移りまして、「地域の方々の考えは様々あると思うが、理解を得て進めていただきたい」といったご要望等をいただきました。

最後に、第VI章「今後の検討及び配慮事項」では、「小中一貫教育の準備期間はおおむね10年とのことだが、それほどの期間が必要なのか」といった点や、「通学路の安全性について、学校適正化の中で対応をお願いしたい」といったご要望等の他、「検討過程を明らかにし、様々な意見について今後の検討に活かしていただきたい」といったものですとか、「校舎の建て替えの際は仮校舎を建てるのか」といったご質問。また、10ページに移りまして、「学校教育施設へのエレベーター設置はしないのか」といったご質問をいただいたという状況でございます。

以上、各分野において様々なご意見等をいただきまして、今回説明会に出席をいたしました事務局職員については、教育長をはじめ、改めて町民の皆様のご意見、ご要望等を把握し、共有することができたと考えております。

この町立小・中学校適正化等基本計画（案）に関しましては、今回実施をいたしました説明会の他、同時並行でパブコメも実施しまして、昨日、21日の水曜日をもってパブコメ期間についても終了しております。パブコメ結果については、これから早急に取りまとめてまいりたいと思っておりますので、その内容、結果等については、改めてご報告をしてみたいと考えております。

報告は、以上です。

（教育長）

何かご意見あるいは発言等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。この説明会の前日にスマホを見ましたら、大学時代の友人が住んでいる長崎のある市が、小・中学校合わせて15校から5校に再編をするという計画を発表したという記事が載っていて、驚いて友人に電話をしました。長崎のほうは、人口が減っていてしょうがないということを彼は言っていました。そういう傾向がいろいろなところに出てきていて、日本全体に広がりつつあるのかと感じています。

ただ、寒川が本当にそうなるのかどうかは分かりませんが、いろいろな準備はしておかないといけないと感じた次第です。

では、他にご質問、ご意見等ございませんようでしたら、これで寒川町立小・中学校適正化等基本計画（案）説明会の実施結果（速報）についての報告を終了とさせていただきます。

8. 議 事

(教育長)

次に、議事に入りたいと思います。

本日は、報告が2件と議案が3件提出されております。

まず、報告第2号、専決処分の報告について、事務局から報告をお願いいたします。高橋課長。

(教育政策課長)

それでは、報告第2号につきましては、令和5年度寒川町一般会計補正予算(第2号)のうち、教育に関する部分について同意し、これを報告することについて専決処分をしたことのご報告でございます。

本件につきましては、令和5年度寒川町一般会計補正予算(第2号)が議案として上程されるに当たりまして、本補正予算案の議案配布日までに教育委員会を招集することができなかったため、専決処分をしたものでございます。

それでは、報告第2号をご覧ください。読み上げをもってご報告とさせていただきます。

報告第2号、専決処分の報告について。

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則(平成15年寒川町教育委員会規則第6号)第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月22日提出、寒川町教育委員会教育長、大川勝徳。

次のページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月23日、寒川町教育委員会教育長、大川勝徳。

1、事件名。令和5年度寒川町一般会計補正予算(第2号)について。

2、専決処分の内容。令和5年度寒川町一般会計補正予算(第2号)のうち、教育に関する部分について同意し、これを報告する。

3、専決処分の理由。緊急その他やむを得ない事情により教育委員会を招集することができなかったためでございます。

次のページをご覧ください。こちらが町長からの依頼文書の写しになります。

続きまして、その次のページをご覧ください。こちらが、一般会計補正予算(第2号)のうち、教育委員会に関する内容でございます。

このたびの補正予算につきましては、歳入及び歳出ともにございますが、歳入につきましては、合計で9,367万9,000円を増額し、歳出については、合計で1億8,944万円を増額したものでございます。

概要については、一括して私からご説明申し上げます。

まず、歳入についてです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金は、令和4年12月に、国において、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的に、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金が創設され、本町のグローバル教育推進事業のICT支援員によるICT運用支援やネットワーク点検・応急対応等に対し、当該補助金の内示通知があったことに伴い、それぞれ記載の額を追加するものでございます。

また、4節保健体育費補助金は、学校給食における地場産物の使用の促進を図るため、本年度当初予算に計上し、学校給食コーディネーターに対する謝礼及びこのたびの補正予算の歳出において計上されました給食備品購入費に対する教育支援体制整備事業費補助金を追加し、併せて会計年度任用職員の報酬等について財源更正するとともに、学校給食センターの建設に対する学校施設環境改善交付金9,120万2,000円の交付内示を受けたことに伴う追加です。

次に、15款県支出金、3項委託金、2目教育費委託金につきましては、本町が令和5年度、かながわ学びづくり推進地域研究事業における推進地域に決定されたことによります教育研究費委託金を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。歳出でございます。10款教育費、1項教育総務費、3目教育研究室費は、先ほど歳入でお話ししたとおり、本町が今年度、かながわ学びづくり推進地域研究事業における推進地域に決定されたことに伴いまして、さむかわ学びっこ育成事業用の消耗品ということで、10節需用費を追加いたしました。それとともに、併せて財源更正を行う必要のあるものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費は、こちらも歳入で触れましたが、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の内示を受けたことに伴い、ICT支援員委託料の財源更正を行うとともに、学級数の増などに伴う教職員の増加にあわせ、13節使用料及び賃借料として、教職員用パソコン2台分の借り上げ料を追加するものです。

2目教育振興費は、一之宮小学校及び小谷小学校のプール施設の老朽化等により、令和4年度から町営プールを活用した水泳授業委託を実施してまいりましたが、本年度のプール授業の実施に先立って、他の3小学校のプール設備点検を実施した結果、寒川小学校のプールについても使用が困難という判断に至り、寒川小学校分の水泳授業委託料として、348万2,000円を追加するものです。

続いて、3項中学校費、1目学校管理費は、2項小学校費と同様で、国の補助金の内示を受けたもので、ICT支援員委託料の財源更正を行うとともに、学級数の増に伴うものとして、13節使用料及び賃借料で教職員用のパソコンの借り上げ料を追加するものでございます。

5 項保健体育費、3 目学校給食費は、学校給食センター維持管理経費において、本年 9 月より運用開始をいたします学校給食センターの給食配送車両を活用し、町の食育やブランドマークの情報発信に向けて配送車両にラッピングを施すため、1 2 節委託料を追加するとともに、納品の利便性を向上させ、より多くの生産者の参画を促すため、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用した保冷库等の購入に伴いまして、1 7 節備品購入費を追加するものです。

また、公共施設再編計画実施事業費は、県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用するもので、学校給食センターの整備完了に伴う財産の取得に際しまして、今年度、令和 5 年度において支払う即納金の確定に伴い、1 6 節公有財産購入費として1 億 8, 2 7 4 万 5, 0 0 0 円を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。こちらは債務負担行為補正の追加の関係でございます。令和 3 年度の当初予算において、学校給食センターの建設工事に当たりまして、県企業庁と地域振興施設等整備事業についての協定を締結するために、債務負担行為の期間を令和 3 年度から令和 2 4 年度まで、限度額を 2 2 億 9, 7 4 6 万 9, 0 0 0 円として、議会から議決をいただいたところでございます。

その後、建設工事費の確定及び延納代金に係る設定利率の変更等に伴いまして、当初設定した債務負担行為の内容を変更する必要性が生じたため、期間については、令和 5 年度から令和 2 4 年度まで、限度額を 2 3 億 3 8 0 万 3, 0 0 0 円ということで、新たに債務負担行為を設定したというものです。なお、最後のページにつきましては、教育委員会から町長への報告の内容となります。専決処分ということで、報告第 2 号については、以上でございます。よろしくお願いします。

(教育長)

報告が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。山本委員。

(山本委員)

今年は給食センターを設置するに当たり、町の財政については、他部等に迷惑をかけながら相当な予算を投入していると思いますので、学校側からも感謝しているところだと思います。

今回の補正を見ると、歳出の 1 0 の 2 の 2、教育振興費の寒川小学校のプール授業については、緊急対応による思わぬ支出ではないと思うのですが、寒川小学校のプールが使えないということで 3 5 0 万近くの支出をするわけですが、今年は緊急対応としてこの方策で行くけれど、来年以降の寒川小学校のプールはどうするのか、複数年 3 5 0 万円ずつ負担するならば、そのお金で直せるのではないかとといった考え方もあると思います。来

年、再来年の対応も予算の中に含んで考えていくと、この対応がどうなのか。教育委員会として妥当な線としての判断で、来年以降もどうするかという見通しを持ちながら、この予算を算定しているのかというところを聞かせてください。

(教育長)

黄木課長。

(学校教育課長)

今日お手元に資料はありませんが、ポンチ絵を作成し、短期的、中期的、長期的、第1段階から第3段階までの計画を作っております。一之宮小学校、小谷小学校、寒川小学校については、まだ第1段階と我々は考えております。

費用対効果の部分については、プールの大規模改修をしますと、1校当たり最低でも2億円がかかります。今回計上する350万が継続的にかかるとしても、60年分で2億円となります。これに加え、大規模改修費だけではなく、維持費がかかってきます。そうしたことから、費用対効果では、外部委託するというのは、非常に効率が良いという事になります。

大規模改修を自校プールに実施する場合、国の補助金が当たりますが、民間等の外部のプール利用を検討した上で行わなければ、補助金が出ないことにもなっております。

そういった考えもある中で、町の財政を圧迫しては、教育費にも影響してきますので、長期的に見ても妥当な線であると判断しております。

その関係で第2段階、第3段階として、中長期的には、他の2校のプールについても、大規模な改修が必要になってきた場合は、順次外部委託等を考えてまいりたいと考えているところです。

また、外部委託のメリットとしては、昨今の小学校の先生方も、コロナ禍で水泳指導を経験されていない方が多くなっています。外部の専門のインストラクターに加え、さらに監視員もつけていますので、安全面においても手厚くなっています。

しかし、メリットばかりではなく、移動の時間が取られますので、自校プールの時と同程度の学習効果が見積もれる回数を計算しながら、実施していくところです。

また、町営プールについては、屋内ではないので、雨が降った場合、キャンセル料がかかります。送迎のバス代のキャンセル料はかなり痛いところですが、町の施設を使えるというメリットは、着衣泳ができますので、水難防止に向けて実施していくメリットは大きいと考えます。今年度、寒川小学校はスイミングスクールで行うため、着衣泳ができない関係上、年度ごとに対象校をローテーションしていき、来年度は、寒川小学校は町営プールを活用する等の配慮しながら、学校教育課としては進めてまいりたいと考えております。

(教育長)

山本委員。

(山本委員)

先を見通し、計画していることはとても良いことだと思います。また、プールの維持費は、消耗品等も含めると年間300万程度かかりますし、壊れることもあるし、毎年点検することも先生方にとって負担だと思われます。

しかし、町営プールの活用となると、今度は町民が使えなくなるという弊害もあるので、もう少し長期的に考え、現在の町営プールに加え、整備に予算をつけ、小学生も使いながら一般の人も使えるような施設の改善、雨天でも使用できる施設にするなども良いのではないかと個人的に思っています。将来的に検討をお願いしたいと思います。

もう1点、残りの2校のプールが今後も使用に耐えうるかどうかについてです。今回のように緊急対応にならないように、早めに点検をして、今年が使用できるかどうか、このタイミングで補正予算を出すならば、その前年度で次の予定を立ていかなければ現場は厳しいのではないかと思っています。

プールの機器を稼働し始めるのは、年度が替わり少し暖かくなってくる5月頃が通常です。そのころ判明するのでは、予算の立て方も難しくなりますので、その辺も計画的に点検をし、次年度の予算を決めてもらえると良いと思いますので、ぜひお願いしたいと思っています。以上です。

(教育長)

貴重なご意見、ありがとうございます。黄木課長。

(学校教育課長)

1点目の部分について私の方からお答えさせていただきます。

山本委員のご意見につきましては、町長部局との調整時にも、その案について出ていたところです。

屋外というところで、使える期間が限られ厳しいところがあります。

しかし、これに関しましては、県企業庁との関係で、こちらが一方的にあの施設に手を加えることが難しい状況のようですので、それについては、今後研究していこうという状況でございます。

(教育長)

水越課長。

(教育施設給食課長)

プールの維持管理については、山本委員がおっしゃるように、非常に難しいところがございまして、早めに点検をして早めに直すと、プールが始まるまでの間に壊れてしまうことがあります。

シーズンインに先駆けて、早めにプールが使えるように機器を稼働してみるというところですけど、一旦プールに水を張ってしまうと、維持をし続けなければいけないという、難しいジレンマがあります。

こちらの施設の担当側からすると、早くプールを点検することはできますが、プールを保てるように、ずっと機械等を稼働し続けると学校の負担が増えてしまう。かといって、学校以外で担うのも難しいところもあります。

今回は、機器の点検を3月まで待って行いました。というのも、3月でもぎりぎりのタイミングで、3月以降に直前で点検すると、プラスで不具合が見つかったという過去の経過もあり、一旦機器の点検を入れて、学校の負担等も考慮すると、6月にならないとプールに水を入れられないところもあります。

今回、寒小については3月の点検で不具合が見つかり、断念した状況です。

残る2校、南小と旭小がプールを実施できている学校ですが、南小に関しては、プールに水張りをした時点で、機器の不具合が出まして、教員に加えて我々も一緒に対応することで、半自動、半手動で、プールに子どもたちが安全に入れる状態にしています。この辺は綱渡りになるような感じですが、教育委員会全部でカバーできるよう協力しています。

(教育長)

よろしいでしょうか。

今年もまだこれからの実施になりますので、その場その場になってみないと分からないということも出てくると考えられますが、そうならないように、教育施設給食課のほうでも一生懸命、いろいろな学校に行ったりしながら取組を進めてもらっているところです。

さて、他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

これで報告第2号、専決処分の報告についてを終了いたします。

それでは、次に、第3号のほうに入ります。事務局から説明をお願いします。
高橋課長。

(教育政策課長)

報告第3号については、学校給食センターの用に供するため、町長に対し、教育財産の取得について申出をしたことについてのご報告でございます。

こちら、財産の取得について議案として上程されるに当たって、議案配布日までに教育委員会を招集することができなかったことから、専決処分をしたものでございます。

それでは、読み上げをもってご報告とさせていただきます。

報告第3号、専決処分の報告について。

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月22日提出、寒川町教育委員会教育長、大川勝徳。

次のページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月8日、寒川町教育委員会教育長、大川勝徳。

1、事件名。教育財産の取得の申出について。

2、専決処分の内容。教育財産の取得について申し出たことを報告する。

3、専決処分の理由。緊急その他やむを得ない事情により教育委員会を招集することができなかったため。

次のページが、町長への申出の文書でありまして、その次のページについては、取得財産の一覧表ということでございます。

さらに、その次のページからは、議案第40号ということでございます。そちらをご覧くださいと、まず1番ということで、取得する財産につきましては、建物他、めくっていただきますとまた一覧表が出てまいりますけれども、そうした内容でございます。一覧表にあるとおり、区分ですとか名称、所在地、規模・構造等、数量については、表に記載のとおりでございます。

前のページに戻っていただきまして、2の取得金額につきましては、22億6,412万3,953円。3の契約の相手方につきましては、神奈川県公営企業管理者、企業庁長、高澤幸夫氏でございます。

提案理由については、記載のとおりでございます。

資料については、次の次のページ、こちらに学校給食センター売買代金算出表と記載のあるページがあると思いますけれども、こちら、売買代金等についての内容でございます。

まず、項目ですけれども、工事費等ということで、記載のとおり、20億3,791万5,350円ということで、工事費の設計の1%が協定書の定めに基づく企業庁の事務費となっております。その合計額に10%の消費税を乗じまして算出したしました合計が売買代金となりまして、表の下段の、ページでいうと中ほどになりますけれども、黒枠のところがあると思いますが、売買代金のところは22億6,412万3,953円となっております。

その下に、さらに表がありますが、給食センター売買代金償還計画表ということで、企業庁との定めに基づき償還年数については20年、初年度については半年間償還元金を据え置きまして、償還の方法としては半年賦元利均等払償還方式ということによって売買代金を償還していくものでございます。

売買代金のうち、上から2行目に項目Fとありますが、即納金7億4,063万円を契約時に納付いたしまして、こちらを差し引いた、項目でいうとG欄の15億2,349万3,953円を半年賦元利均等払償還方式によりまして20年間にわたり償還し、項目のHにあります、その延納利息につきましては、年利率0.2%といたしまして、額としては2,855万8,844円となっております。

最終的に町の償還総額といたしましては、一番下の項目のⅠ欄にあります。22億9,268万2,797円となり、令和24年度をもって償還が全て終了となる予定となります。

次のページ以降につきましては、企業庁との契約書についての内容でございます。

各条項については、売買に関する支払いの関係ですとか、償還方法などの取決めなどの契約内容という部分であります。

以上で、報告第3号のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(教育長)

報告が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。ご意見等ございませんようですので、これで報告第3号、専決処分報告についてを終了いたします。

それでは、次に、議案第12号、寒川学校給食センター条例施行規則の制定についてを審議いたします。事務局から提案・説明をお願いいたします。水越課長。

(教育施設給食課長)

議案第12号については、寒川学校給食センター条例施行規則の制定について議案として上程するものです。

それでは、読み上げをもって説明とさせていただきます。

寒川学校給食センター条例施行規則の制定について、別紙のとおり提案する。

令和5年6月22日提出、寒川町教育委員会教育長、大川勝徳。

提案理由。寒川学校給食センター条例に定めるものの他、必要な事項を定めるため提案する。

この規則案より先に学校給食センター条例が議会を通っておりまして、そこで必要な事項を規則で定めることとしておりますので、規則に委任している事項を定めたものでございます。

内容については、次ページをご覧ください。

1ページ飛びまして、給食センター条例施行規則でございます。

趣旨は、給食センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものでございまして、2点、定めがございまして、

1つ目は第2条の職員。センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができるというところでございまして、所長と事務職員と栄養士、調理員という構成でございます。

それから、2つ目は第3条の事業でございまして、1号が、給食物資の調達、保管、管理。2号が、献立の作成、調理、配送。3号が、給食の食品検査。4号が、給食における食に関する指導、健康増進等。5号が、食育及び食の啓

発。6号が、その他必要と認めた業務に関してでございます。こちらは、これまでセンターで実施する事業を、改めて示したものでございます。

最後の4条は委任ということで、さらに細かいところは教育長が別に定めるというとしてございます。

議案第12号の説明は以上でございますが、関係事項ですので、議案第13号も一括で説明させていただいてよろしいでしょうか。

(教育長)

お願いします。

(教育施設給食課長)

それでは、続けて、議案第13号をご覧ください。

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正についてですが、読み上げをもって説明とさせていただきます。

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和5年6月22日提出、寒川町教育委員会教育長、大川勝徳。

提案理由。寒川学校給食センターの設置に伴い、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する必要があるため提案する。

次頁は条文になりますが、条文の説明は割愛しまして、すぐ裏に新旧対照表がついてございます。

旧の現行をご覧くださいますと、学校給食センターにつきましては、先ほど説明した規則や、先に制定した条例がありませんでしたので、教育施設給食課の中に学校給食担当の事務として、給食センターの建設に関すること、それから、学校給食の提供に関することが定義されております。

給食センターが完成し、条例が制定され、新たな規則案で給食センターが給食のほとんどの業務を担うことが定義されることになります。

改正案をご覧くださいますと、学校給食担当の業務から、給食センターの建設の業務がなくなり、これに替えて、「給食センターとの連絡調整に関すること」に変わっております。

それに加えて、「学校給食の総括に関すること」、「学校給食費の管理に関すること」としております。

こちらは、センター建設と併せまして公会計化、学校で今、先生方が担っている給食費の管理を事務局で行うことになります。

給食センターの業務、それから事務局のほうに残る業務、形を変える業務、それから新たに加わる業務の2本立てで、さきの議案第12号と13号を一括で提案させていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

(教育長)

2つの説明が終わりました。

まず最初に、議案第12号、寒川学校給食センター条例施行規則の制定について、これにつきまして何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

では、ございませんようでしたら、これで議案第12号、寒川学校給食センター条例施行規則の制定については、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(教育長)

それでは、本議案は原案のとおり決します。

続きまして、次に、議案第13号、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について、これにつきまして何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ございませんようですので、議案第13号、寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正については、原案のとおりでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(教育長)

ありがとうございます。

それでは、本議案は原案のとおり決します。

ここで皆様にお諮りいたします。この議案第14号であります、県費負担教職員管理職の任免の内申については、人事に関する案件であります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開での審議とすべきと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

<「はい」の声>

(教育長)

では、議案第14号については、会議を非公開とすることに賛成いただけますでしょうか。

<「異議なし」の声>

(教育長)

ありがとうございます。

それでは、全員が賛成と認められますので、これより会議を非公開とさせていただきます。

傍聴の方は、恐れ入ります、退室のほうをお願いいたします。

<傍聴者退室>

<非公開により略>

(教育長)

非公開とする案件が終了いたしましたので、非公開を解きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(教育長)

傍聴の方がいらっしゃいましたら入室していただきたいと思います。

議案第14号は原案のとおり決しました。以上で議事を終わります。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

9. 閉 会

(教育長)

ここで次回定例会の期日を決めたいと思います。

次回は、7月20日木曜日、午後1時30分から、場所は、役場東分庁舎第2会議室において開催ということでいかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

(教育長)

ありがとうございます。

それでは、次回の定例会は、7月20日木曜日、午後1時30分から、東分庁舎第2会議室において開催いたします。

では、これをもちまして寒川町教育委員会6月定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

上記事項につき全委員確認し終了したので閉会を宣言した。

上記会議録の顛末を記載し相違ないことを証してここに記載する。

令和5年 12 月 15 日

教育長 大川 勝徳

署名委員 小川 雅子

署名委員 大森 博明

会議録調製者 千野 あずさ

